

平成25年(サ)第15107号 移送申立事件 (以下, 「甲事件」という。)

平成25年(サ)第15108号 移送申立事件 (以下, 「乙事件」という。)

(基本事件 平成25年(ハ)第1531号 不当利得返還等請求事件)

決 定

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

申立人 (被告) アイフル株式会社

代表者代表取締役 福田 吉 孝

名古屋市

甲事件相手方 (原告)

名古屋市

乙事件相手方 (原告)

甲事件相手方及び乙事件相手方訴訟代理人司法書士

淵 真一郎

上記当事者間の頭書事件について, 当裁判所は, 相手方らの意見を聴いたうえ, 次のとおり決定する。

主 文

甲事件及び乙事件に対する各移送申立てを却下する。

理 由

- 1 申立人 (被告) は, 甲事件を「京都簡易裁判所へ移送する。」旨申立て, その理由として, 現在申立人 (被告) は事業再生に向けて人員, 店舗等を整理統合しており, 甲事件に対して適切な対応をするためには本店所在地を管轄する裁判所における審理が相当である旨主張し, また乙事件を「京都地方裁判所へ移送する。」旨申し立て, その理由として, 甲事件で述べる理由に加えて, 乙事件の訴額は140万円を超えるものである旨主張して, 民事訴訟法16条, 17条によってそれぞれ移送するとの決定を求める。

2 甲事件及び乙事件（以下、両事件を「本件」という。）は、相手方（原告）らが、それぞれ申立人（被告）との間で継続して行った金銭消費貸借取引において利息制限法所定の制限利率を超えて支払った利息を元本に充当するとそれぞれ過払いとなる、また申立人（被告）は各取引について民法704条所定の「悪意の受益者」に当たり法定利息の支払義務があるとして、不当利得返還請求権に基づき過払金及びこれに対する法定利息の支払を求める事案である。

3 ところで、本件における相手方（原告）らは、いずれも一般消費者であって、そのような個人である相手方（原告）らにとって、比較的少額である本件過払金の返還を求めるために、企業である申立人（被告）の本社所在地を管轄する裁判所にまで出頭することを求めることは、たとえ、現在、申立人（被告）において、その主張するとおりの経営環境の厳しさや、一層の業務の改善、効率化を図るため店舗を統廃合し、更なる人員整理等を行っている等の諸事情があることを考慮したとしても、より多大な時間的経済的な負担を強いる結果となることは明らかである。

そして、他に本件を当裁判所において審理することが当事者間の著しい均衡を失すると認めるに足りる具体的な事情も認められない。

したがって、当事者間の衡平を理由とする本件移送の申立てには理由がない。

4 さらに、申立人（被告）は、乙事件は約定残元金95万5551円の不存在を黙示的に求めているから、同事件における原告の利益は過払金として返還を求める66万903円に上記不存在を求める約定残元金を加えたものというべきであり、したがってその訴額は140万円を超え簡易裁判所には管轄がない旨主張する。

ところで、管轄の基準となる訴額、すなわち「訴訟の目的の価額」は原告が「訴えで主張する利益」（民訴法8条）をいい、原告として全部勝訴の判決を受けたとすればその判決によって直接受ける利益を客観的かつ金銭的に評価して得られる額であると解される。そして、乙事件のように、相手方（原告）において利息制限法所定の制限利率に引き直すと貸金債務は消滅して過払金が発生すると

してその返還を求めるという場合には、その返還を求めると過払金が「訴訟の目的の価額」、すなわち「訴額」と解すべきである。したがって、申立人（被告）の上記主張には理由がない。

なお、申立人（被告）は上記主張を前提にして、乙事件原告の訴訟代理人司法書士には司法書士法上、訴訟代理権が及ばないことをも移送申立ての理由とするが、管轄の存否が訴訟代理権の有無によって左右されるものではないから主張自体失当である。

5 以上のとおりであるから、本件各移送申立ては理由がないから、主文のとおり決定する。

平成25年4月26日

名古屋簡易裁判所

裁判官 村 辻 優

これは正本である。

平成25年4月26日

名古屋簡易裁判所

裁判所書記官

安藤明日香

